

中小企業特別高圧 電気料金支援金

特別高圧電力にて電力の供給を受けている山口県内の
中小企業に対し電気料金の一部を支援します。

対象期間
・
支援金額

電力使用量に応じて以下の単価を乗じた支援金を給付します。

令和5年1月～8月使用分

3.5円/kWh

令和5年9月使用分

1.8円/kWh

【上限額】1事業者につき、月額10,000千円

申請期間

令和5年

8月22日(火)～

令和5年

10月13日(金)

消印有効

受給資格を確認後、電力使用量の実績を報告いただいたのち、支援金を給付します。

対象事業者

右記の各要件を
満たす事業者が
対象です。

①山口県内に事業所を有する中小企業者

(中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者)

②申請日において以下のいずれかに該当する事業者

(1)県内に事業所を有し、自ら小売電気事業者と
契約を締結し特別高圧で受電する事業者

(2)県内の特別高圧で受電する商業施設
又は工業団地等に入居し、電力を使用する事業者

大型商業施設の
テナント事業者等が対象
となる可能性があります。
施設の管理者にお問い合わせください

③令和5年1月分における1kWh当たりの電気料金の単価が

令和4年1月における単価よりも3.5円以上上昇していること

問い合わせ先・申請書の提出先

中小企業特別高圧電気料金支援金事務局

〒755-0151 宇部市西岐波区宇部臨空頭脳パーク11番

☎ **0836-52-8843**

お問い合わせ等の
受付は
平日 9:00～17:00

✉ info@yamaguchi-tokukou.jp

<https://yamaguchi-tokukou.jp>

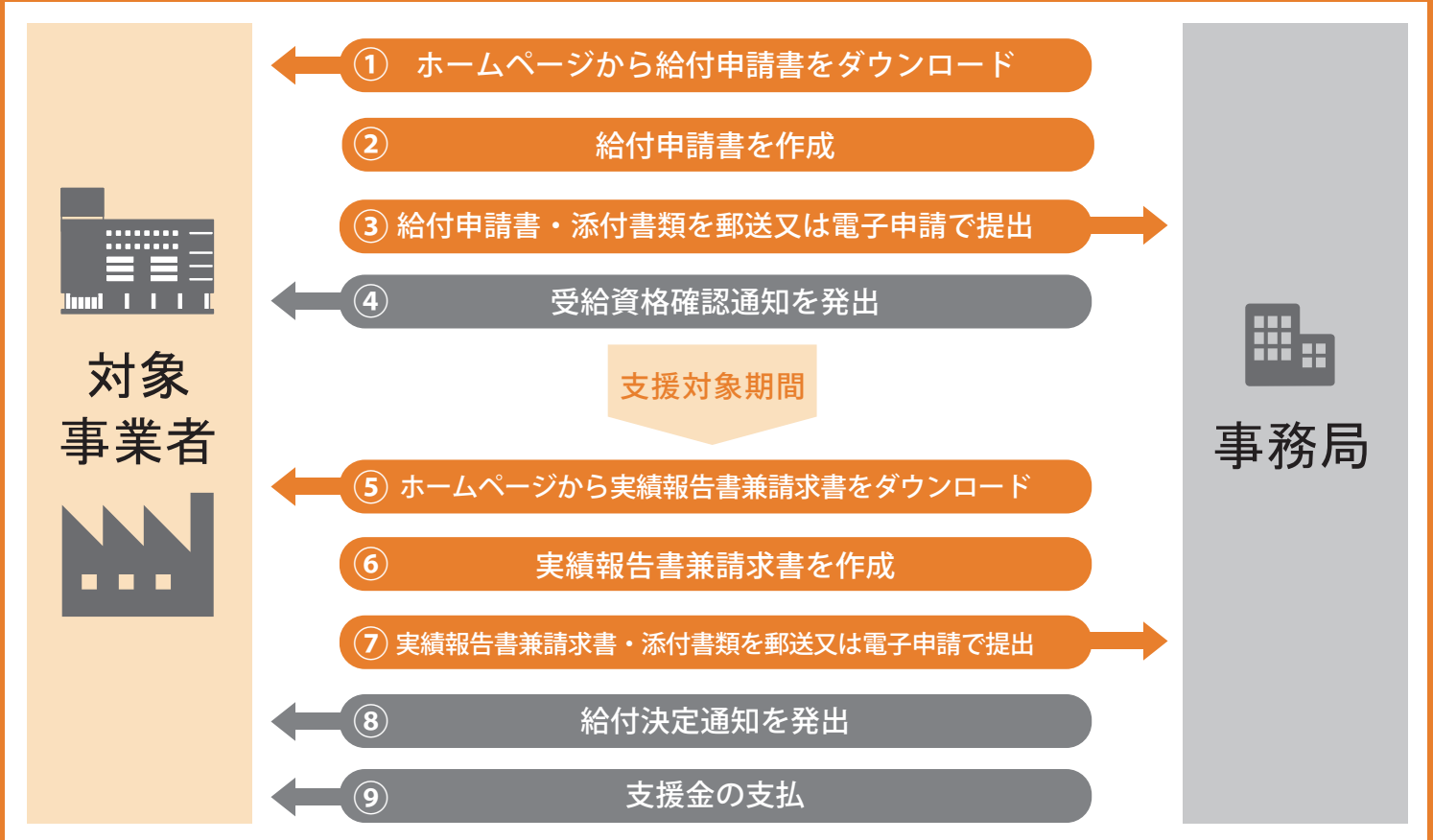
山口県 特別高圧電気料金支援金



特別高圧とは

特別高圧とは受給電圧が7000ボルトを超える電力の事です。主に大規模な電力が必要となる施設や工場などで利用されています。

申請の流れ



必要書類 (支援金給付申請時)

必要書類	申請区分Ⅰ	申請区分Ⅱ
	電力会社から 直接受電	施設等を 経由して 間接的に受電
中小企業特別高圧電気料金支援金給付申請書(第1号様式)	●	●
電力使用量見込表(第1号様式の2)	●	●
誓約・同意書(第1号様式の3)	●	●
施設等入居者等における電力使用量見込表(第1号様式の4) ※テナント事業者等を有しない場合は提出不要	●(※)	—
中小企業者であることを確認できる書類	●	●
特別高圧による受電を確認できる書類	●	—

■上記は申請時に必要な書類です。実績報告及び支援金請求時は必要書類が異なります。

<詳細は募集要領(事務局ホームページ掲載)または事務局にご確認ください>